



2021年2月22日

各位

愛媛銀行

『民事信託』の顧客紹介業務の取扱いを開始します！

当行（頭取 西川 義教）は、2021年2月22日（月）から税理士法人レガシィ（代表社員 税理士 天野 隆）への「民事信託」顧客紹介業務の取扱いを開始しますので、お知らせいたします。

当行は、老後の備えとして各種信託商品をご提供していますが、信託商品の更なる活用に向け、税理士法人レガシィと「民事信託」の顧客紹介業務を取扱うこととなりました。

本スキームでは、信託財産に上場株式等がある場合は、大和証券株式会社（代表取締役社長 中田 誠司）と連携し、金融商品仲介業務で信託財産の運用・管理が可能となっています。

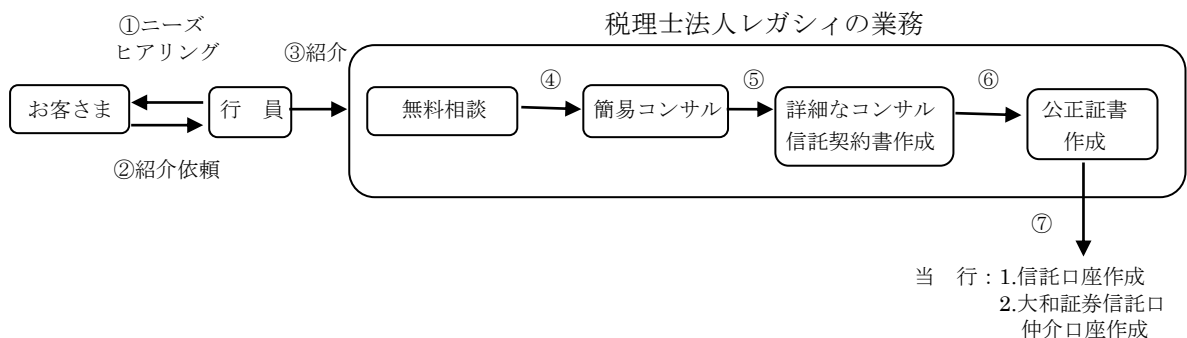
「民事信託」の顧客紹介業務で、大和証券と連携したスキームは、全国初となります。

記

1. 商品概要

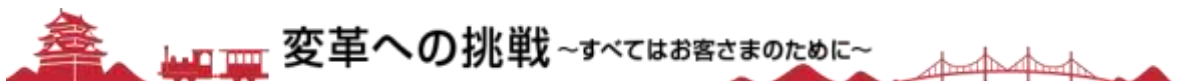
項目	概要
「民事信託」とは	民事信託とは、委託者（財産の所有者）が認知症や病気になる前に、受託者（所有者の相続人となる子供等の家族）と信託契約を結ぶことで、委託者が判断能力を失ったときでも、財産の運用・管理を継続することが可能となるスキームです。民事信託は、最も信頼できる家族・親族（＝受託者）に財産管理を任せることから「家族信託」とも呼ばれています。
業務内容	民事信託に興味または関心のあるお客さまを税理士法人レガシィに紹介します。
対象顧客	個人のお客さま（ただし、融資取引のあるお客さまは除きます。）
対象財産	金融資産、不動産（当行の担保権設定がなされていないものに限り。） 株式等の上場有価証券等を信託する場合は、別途、大和証券での信託口仲介口座開設が必要となります。

2. フロー概要



3. 取扱開始日 2021年2月22日（月）

以上



【お問い合わせ先】 愛媛銀行 企画広報部 TEL 089(933)1111

愛媛銀行

ご資産にまつわるお悩みに 民事信託（家族信託）が お役に立ちます！

これまで老後の備えと言えば、遺言や後見制度が一般的でしたが、民事信託（家族信託）を活用することで、老後の備えをさらに充実させることができます。

こんなお悩みありませんか？

□高齡の親の財産を守りたい

- ・高齡の親が強引なセールスや振り込め詐欺の被害にあわないように、財産管理を行いたい

□確実に後継ぎをしたい

- ・自分の亡き後、財産は妻に、その後は長男に…など、遺言では実現できない財産の承継を後々まで決めておきたい
- ・認知症等になったときに備えて、財産管理を任せる人を決めておきたい

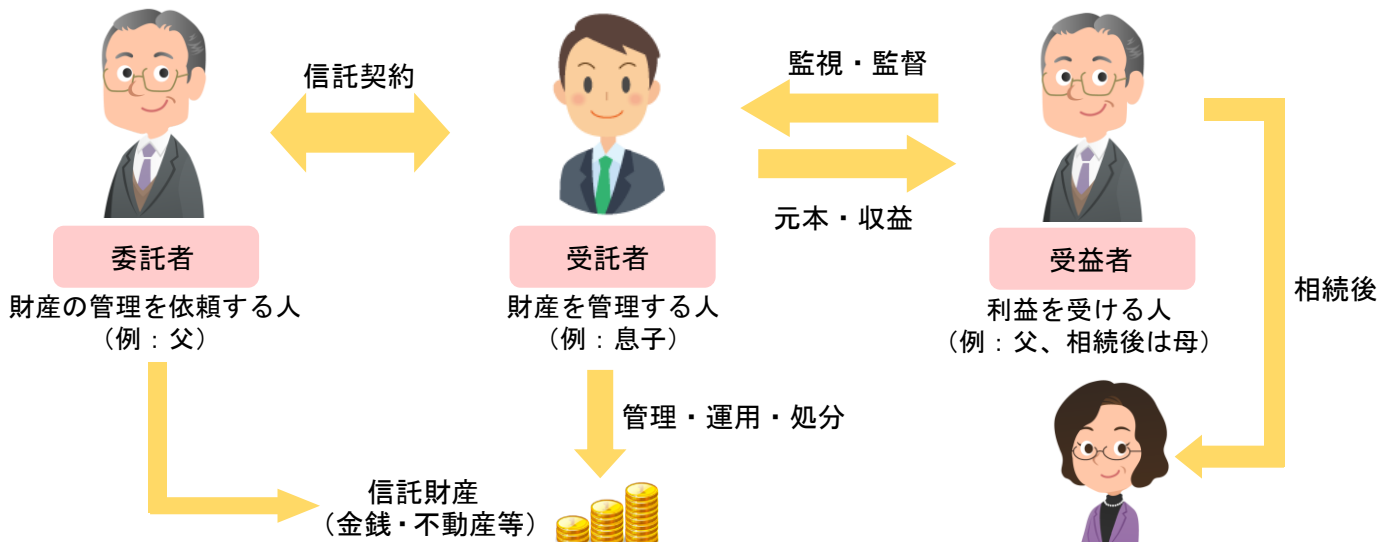
□財産の運用を任せたい

- ・高齡に備えて子どもに財産の運用を任せたい

民事信託（家族信託）とは

財産をお持ちの方が、信頼できるご家族に財産を託し、その財産の管理・運用・処分を任せることができる制度です！

<民事信託（家族信託）の仕組み>



遺言書・成年後見制度・民事信託の違い

ご本人の健康状態	遺言書	成年後見制度 (任意後見)	民事信託 (家族信託)
元気なうち	いつでも自由に作成できる	任意後見人を自分で選択できる	生前から資産管理を家族に任せられる 効力発生
認知症発症	作成できない	任意後見人が財産管理等を行う 効力発生	受託者の権限の範囲内で、 自由な管理・処分ができる
一次相続開始	原則、遺言通りに遺産分割が行われる 効力発生	後見の終了 <u>遺産整理等</u> は行えない	委託者（ご本人）の 相続発生後の財産の承継先も指定できる
二次相続開始	<u>二次相続以降の分割方法は指定できない</u>		二次相続以降の承継先や財産管理も指定できる
メリット	・費用を抑えられる ・元気なうちはいつでも自由に内容を変更できる	・信頼できる家族に資産管理を任せられる	・信頼できる家族に資産管理を任せられる ・委託者の判断能力低下後も 柔軟な財産管理が可能
留意点	・ <u>相続人の合意により遺言内容と異なる分割になる場合がある</u>	・裁判所の判断で後見監督人が選任される ・民事信託に比べ、財産管理の柔軟性は低い	・信託契約締結時の費用負担がある (専門家に依頼する場合)

※当行では、民事信託契約書の作成支援や契約雛形のご提供等は行っておりません。

<2021年2月22日現在>

詳しくは、お取引店もしくは金融コンサルティング室までお問合せください